

通所介護及び介護予防通所サービス

デイサービス アビリティ雄踏 運営規程

(事業の目的)

第1条 営利法人株式会社 NEXT STAGE が開設するデイサービス アビリティ雄踏(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所サービスにあつては要支援状態、又は事業の対象となる状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス アビリティ雄踏
- ② 所在地 浜松市中央区雄踏町宇布見 5196 番地 1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - ・生活相談員 1名以上
 - ・介護職員 3名以上
 - ・機能訓練指導員 2名以上
 - ・看護職員 1名以上

生活相談員は利用者・利用者家族から施設のアセスメントをとり、目標設定、フォローアップ等を随時行う。また担当ケアマネージャーとの連携を図りながら市区町村の職員等に報告する。

介護職員は利用者生活全般の介助を行うとともに身体の調子を把握し他の従業者と共に利用者の身体的・精神的サポートを行う。

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を送る上で必要な身体的能力の維持・向上を図るために訓練内容の立案・実施・フォローアップなどを随時行う。

看護職員は利用者の医学的情報を把握する。施設利用時の身体の調子に留意しながら他の従業員とともに情報を共有し身体的・精神的サポートを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

- ④ 延長時間 提供時間前 午前8時15分～午前9時00分
提供時間後 午後4時00分～

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 25名

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第7条

1 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は浜松市の定める基準による額とする。当該指定通所介護及び指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 食事の提供
- ② 機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ アクティビティ
- ⑥ 排泄・食事等の日常生活上の介護
- ⑦ 生活等に関する相談及び助言

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 100円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収する。

4 食費は、800円を徴収する。

5 おむつ代は、パンツタイプ150円/1枚、尿取りパット50円/1枚を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護又は介護予防通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区:雄踏町、雄踏、舞阪町、篠原町、志都呂町、志都呂、馬郡町、入野町 坪井町、西鴨江町、西都台町、大久保町、古人見町、神ヶ谷町、大平台、佐鳴台、小沢渡町、倉松町、高塚町、増楽町 とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

①送迎時間

予め、利用者様の要望をお聞きした上、当事業所で決めさせていただきます。

道路事情等により、送迎時間が多少前後すること、変更をお願いすることもあります。

②服装等

活動しやすい服装でご参加ください。上履き・着替え・紙おむつ等はご持参ください。

③健康管理

・活動の開始及び終了時には、職員により健康チェックを致します。

・食前食後の飲み薬・点眼薬及び褥瘡・皮膚病等に使用する塗布薬・ガーゼ等をご持参くだされば、可能な範囲で処置のお手伝いをします。

・当事業所は、医療機関ではありませんので、診断・治療・薬の処方・販売はできません。

④金銭、貴重品の管理

人の出入りの多い場所です。多額の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

⑤食 事

お一人お一人の状態に合ったお食事を提供いたしますので、独自の判断による食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

⑥設備・器具の利用

利用者様のための設備・器具は、職員の指導のもとでお使いください。

⑦喫 煙

敷地内全域で禁煙となります。

⑧宗教活動

個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止といたします。

⑨ペットの持ち込み

団体生活の中で個々人の嗜好、趣味が共通でないこと等から、禁止させていただきます。

⑩各種書類への同意署名

個人情報使用同意書に署名をしていただきます。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 NEXT STAGE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。